

認定こども園の認定権限等の移譲を求める意見書の提出について

認定こども園の認定権限等の移譲を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年10月28日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか53名  
自民党市議団, 民主・都みらい,  
公明党市議団, 京都党市議団,  
無所属(議), 無所属(議)

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,  
総務大臣, 文部科学大臣, 厚生労働大臣,  
内閣府特命担当大臣(少子化対策) 宛て

京都市会議長名

認定こども園の認定権限等の移譲を求める意見書

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という。)の運用開始に向け、現在、国の「子ども・子育て会議」において制度の詳細な検討がなされている。

新制度においては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するため、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及を進めることとしており、従来の幼保連携型認定こども園については、学校教育法に基づく認可及び児童福祉法に基づく認可を一本化するとともに、その認可権限についても保育所と同様に、政令指定都市や中核市に移譲するなどの改正が行われたところである。

しかしながら、幼稚園及び幼保連携型認定こども園以外の「認定こども園」については、これまでどおり都道府県にその認定権限が置かれたままであり、依然として幼稚園機能と保育園機能に係る権限の一元化は図られていない。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで非常に重要であり、認定基準の策定から給付、そして指導監督に至るまで一体的に行われるべきである。

また、政令指定都市など都市部に保育所待機児童が集中している状況にも鑑みれば、幼稚園及び保育所のそれぞれの需要等を一元的に把握することにより、より効果的な待機児童対策を推進することにもつながることが期待できる。

よって国におかれては、全ての認定こども園の認定権限等を政令指定都市等に移譲することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。